

鳥取縣公報

告示

昭和十五年七月二十六日
第一千五百五十一號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

◆鳥取縣告示第五百四十五號

賃金統制令第五條第一項ノ規定ニ依リ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ未經験勞働者（滿十二歲以上滿二十歲未滿ノ男子）ノ初給賃金ヲ左ノ如ク定メ昭和十五年八月一日以後ニ於テ雇入ルル者ニ付之ヲ適用ス但シ最高額ニ關スル規定ハ金屬工業、機械器具工業ヲ營ム工場ニ於テ昭和十五年七月三十一日以前ニ雇入レタル者ニモ之ヲ適用ス
昭和十四年八月一日鳥取縣告示第四百八十七號ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ廢止ス
昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 定額給制ノ場合ニ於テ一日ノ總就業時間（休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ）十時間以内ノトキニ於ケル初給賃金ノ最高額、最低額及標準額左ノ如シ

滿十二歲以上滿十三歲未滿	最高六拾三錢	最低四拾三錢	標準五拾五錢
滿十三歲以上滿十四歲未滿	最高六拾三錢	最低四拾三錢	標準五拾五錢

00710

滿十四歲以上滿十五歲未滿	最高七拾三錢	最低四拾七錢	標準六拾錢
滿十五歲以上滿十六歲未滿	最高七拾九錢	最低五拾壹錢	標準六拾五錢
滿十六歲以上滿十七歲未滿	最高八拾六錢	最低五拾四錢	標準七拾錢
滿十七歲以上滿十八歲未滿	最高九拾九錢	最低六拾壹錢	標準八拾錢
滿十八歲以上滿十九歲未滿	最高壹圓拾貳錢	最低六拾八錢	標準九拾錢
滿十九歲以上滿二十歲未滿	最高壹圓貳拾五錢	最低七拾五錢	標準壹圓

二 定額給制ノ場合ニ於テ一日ノ總就業時間十時間ヲ超ユル就業ニ對スル初給賃金ハ前號ノ最高額ニ十時間ヲ超ユル一時間毎ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル時間ニ對シテハ其ノ時間ニ對スル割合ヲ前號ノ最高額ノ十分ノ一ニ乘ジタル額)ヲ加ヘタル時間ヲ以テ最高額トス一但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

三 定額給制ノ場合ニ於テ事業主ノ都合ニ依ラズシテ一日ノ總就業時間ガ所定就業時間(休憩時間ヲ含ム)ニ滿タザル場合ハ其ノ日ノ就業ニ對スル初給賃金ハ第一號ノ最低額ヲ下ルコトヲ妨グズ

四 請負給制ノ場合ニ放ケル初給賃金ノ最高額又ハ最低額ハ月額ニ依リ前三號ノ規定ニ準ジ稼働日毎ニ算出シタル最高額又ハ最低額ヲ合シタルモノヲ以テ毎月(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終賃金締切日前一月但シ雇入後一ヶ月ニ滿タザルトキハ其ノ期間)ノ最高額又ハ最低額トス

鳥取縣告示第五百四十六號

00711

格等統制令第三條第一項ニ依リテ通價格ヲ認可シ、第二項ニ依リテ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名稱 鳥取縣洋蠟燭販賣商組合
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ洋蠟燭ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ハルベキ額及實施ノ日

(イ) 額
 兵庫縣產

品目	銘柄	單位	卸賣價格	小賣價格	備考
代用原料新製品	大蠟燭	一六〇匁	一、一一	一、二五	
壹級品	同	一二〇匁	、八三	、九四	
(高級ステアリン酸製)	神佛蠟燭	八〇匁	、五九	、六七	
		四〇匁	、三〇	、三四	

岡山縣產

代用原料新製品	大蠟燭	一六〇匆	一、〇〇	一、一三
貳級品	同	一二〇匆	、七五	、八五
(化粧用ステアリン製)	神佛蠟燭	八〇匆	、五三	、六〇
	同	四〇匆	、二七	、三一
代用原料新製品	大蠟燭	一六〇匆	、八五	、九六
參級品	同	一二〇匆	、六三	、七一
(工業用ステアリン類製)	神佛蠟燭	八〇匆	、四五	、五一
	同	四〇匆	、二三	、二六
岡山縣產				
壹級品	中蠟燭	一六〇匆	一、一一	一、二五
	同	一二〇匆	、八三	、九四
	神佛蠟燭	四〇匆	、二九	、三三
	中蠟燭	一六〇匆	一、〇〇	一、一三

大阪府產

大蠟燭一本十匆以上ノモノハ一袋ニ付中蠟燭ヨリ卸賣小賣價格共各參錢高トス

貳級品	同	一二〇匆	、七五	、八五
	神佛蠟燭	四〇匆	、二六	、二九
特製品	大蠟燭	一二〇匆	、八五	、九六
	小蠟燭	四〇匆	、三〇	、三四
上製品	大蠟燭	一二〇匆	、六五	、七三
	小蠟燭	四〇匆	、二三	、二六
並製品	大蠟燭	一二〇匆	、五八	、六六
	小蠟燭	四〇匆	、二一	、二四

大蠟燭一六〇匆入ノ價格ハ大蠟燭一二〇匆入ノ價格ヲ基準トシテ算定シ、小蠟燭八〇匆入ノ價格ハ小蠟燭四〇匆入ノ價格ノ倍額トス

右各表販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(口) 實施ノ日

昭和十五年七月二十六日
四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第五百四十七號

米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑セリ
昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑ノ年月日
實繁正太郎	田子 貞夫	西伯郡尙德村	西伯郡尙德村役場	昭和十五年七月十五日

◆鳥取縣告示第五百四十八號

氣高郡末恒村大字内海

三 橋 豐 藏

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

名 稱 白兔海水浴場

所在地 氣高郡末恒村大字内海字白濱

三 開設期間 自七月二十日 至九月十日

◆鳥取縣告示第五百四十九號

東伯郡八橋町

經營者 中 井 光 藏

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 名 稱 八橋濱海水浴場
- 二 所在地 東伯郡八橋町大字八橋
- 三 開設期間 自七月十五日 至八月二十五日

◆鳥取縣告示第五百五十號

昭和十五年七月十九日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算、同年度特別會計種牡牛獎勵事業費歳入歳出追加豫算、同年度特別會計慈惠救濟金歳入歳出追加豫算、同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算及同年度特別會計教育資金歳入歳出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

第十二款	國庫下渡金	經常部	△印減高	三〇〇圓
第一款	警察費下渡金	經常部	三〇〇圓	
第十三款	雜收	經常部	四四、七五八	
第六項	物品賣拂代	經常部	三七、〇〇〇	
第八項	過年度收入	經常部	七、七五八	
歲入經常部計			四五、〇五八	
第一款	繰越金	臨時部	一三、七五七圓	
第一項	前年度繰越金	臨時部	一三、七五五	
第二款	國庫補助金	臨時部	二二七、五〇九	
第三項	教育費補助金	臨時部	一、五六〇	
第五項	勸業費補助金	臨時部	二三四、七一五	
第七項	時局事務補助金	臨時部	一、二三四	
第三款	寄附金	臨時部	四、八三九	
第二項	教育費寄附金	臨時部	四、〇〇〇	
第三項	勸業費寄附金	臨時部	八三九	

鳥取縣公報 第千五百五十一號 昭和十五年七月廿六日 (第三種郵便物認可) 八

歲入臨時部計 二四六、一〇五
歲入合計 二九一、一六三

第四款	警察費	經常部	三〇〇圓
第二款	警察費	經常部	三〇〇圓
第七款	教育費	經常部	八七〇
第八項	盲聾啞學校費	經常部	八七〇
第九款	勸業費	經常部	七〇、八九五
第二項	農事試驗場費	經常部	四、〇九〇
第十四項	產業獎勵費	經常部	七一、八〇五
歲出經常部計			七七、〇六五
第一款	士木費	臨時部	△ 七四九圓
第五項	指導監督費	臨時部	△ 七四五
第四款	勸業費	臨時部	一、三三三
第一項	勸業費	臨時部	一、三三三
第六款	山村振興費	臨時部	四、五七七
第二項	木炭倉庫施設補助費	臨時部	四、五七七

鳥取縣公報 第千五百五十一號 昭和十五年七月廿六日 (第三種郵便物認可)

第十一款	教育補助費	一、五六〇
第十三款	勸業補助費	一、五六〇
第三十款	勸業補助費	五〇〇
第七項	森林治水事業費	五〇〇
第三十六款	民有林計畫施設業獎勵費	六、五九一
第四項	勸業變費	一八一、七八〇
第七項	國民精神總動員費	一八〇、五四六
第四十二款	鳥取縣第二中學校施設費本年度支出額	一、二三四
第五十四款	鳥取縣第二中學校施設費本年度支出額	四、〇〇〇
第一項	雜出	四、〇〇〇
第二項	過年度過納下戻金	一四、五〇六
第二項	過年度過納下戻金	一二、九二四
歲出臨時部計		一、五八二
歲出合計		二一四、〇九八
昭和十五年度特別會計種牡牛獎勵事業費歲入歲出追加豫算		二九一、一六三
第三款	歲入	五、〇〇〇圓
第一項	運入	五、〇〇〇

歲入合計		五、〇〇〇
第一款	種牡牛購入費	一、三九六圓
第一款	種牡牛購入費	一、三九六
第六款	前年度歲入充當金	三、六〇四
第一款	前年度歲入充當金	三、六〇四
歲出合計		五、〇〇〇
昭和十五年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出追加豫算		
第三款	歲入	五、〇〇〇圓
第一款	繰越金	五、〇〇〇
第三款	歲出	五、〇〇〇
第一項	運出	五、〇〇〇
第三款	運出	五、〇〇〇
第一項	運出	五、〇〇〇
歲出合計		五、〇〇〇
昭和十五年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算		
第二款	歲入	一、五〇〇圓
第二款	寄入金	一、五〇〇圓

第一項 寄附金	一、五〇〇
歲入合計	一、五〇〇
第一款 中等學校改築費	一、五〇〇圓
第一項 學校改築費	一、五〇〇
歲出合計	一、五〇〇

昭和十五年度特別會計教育資金追加更正豫算

第四款 豫備費	△ 二、五二九圓
第一項 備費	△ 二、五二九
第五款 前年度歲入充當金	二、五二九
第一項 前年度歲入充當金	二、五二九
歲出合計	二、五二九

鳥取縣告示第五百五十一號

米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章返納並交付セリ

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年月日	所屬廳	職名	氏名
交付	七七	昭和十五年七月十七日	東伯郡東郷松崎組合村役場	書記	高野義雄
返納	七五	昭和十五年七月十六日	同	同	山本重雄

鳥取縣告示第五百五十二號

昭和十五年五月鳥取縣告示第三百二十七號學用品ノ販賣價格中クレオンノ販賣價格左ノ通改正ス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

クレオン

種別	卸賣業者販賣價格 (單位一打)	小賣業者販賣價格 (單位一函)
一號 品八色函入	二、一〇〇	二、一〇〇
九色函入	二、三〇〇	二、三〇〇
十二色函入	三、一〇〇	三、一〇〇
十三色函入	三、三〇〇	三、三〇〇
十六色函入	四、〇〇〇	四、〇〇〇

十八色 函入	四、四	五	、	四	五
二十四色 函入	五、九	五	、	六	〇
二號品 八色 函入	一、八	〇	、	一	八
九色 函入	二、〇	〇	、	二	〇
十二色 函入	二、六	五	、	二	七
十三色 函入	二、八	五	、	二	九
十六色 函入	三、四	五	、	三	五
十八色 函入	三、八	五	、	三	九
二十四色 函入	五、二	〇	、	五	三
三號品 八色 函入	一、五	〇	、	一	五
九色 函入	一、六	八	、	一	七
十二色 函入	二、二	四	、	二	三
十三色 函入	二、四	五	、	二	五
十六色 函入	二、九	〇	、	二	〇

(イ)(ロ)(ハ)
 卸賣業者ノ販賣價格ハ買主店先渡價格トス
 包裝費ハ賣主負擔トス
 一號品、二號品及三號品ノ區分ハ左表ニ依ルモノトス

格 付 表

十八色 函入	三、二	〇	、	三	三
二十四色 函入	四、四	〇	、	四	五

銘 柄

- 種 別
- 一 號 品 王様クレオン (王様商會)
 - 二 號 品 オシダンクレオン (東洋堂) 第一青函クレオン (中央商會) 三花クレオン (三櫻堂) マイテイククレオン (アライム商會堀内文次郎) テンバスクレオン (アライム商會堀内文次郎) 三菱鉛筆クレオン (眞崎大和鉛筆) 日本一クレオン (日本鉛筆) 美藝印クレオン (日本ノート學用品) タチノクレオン (繪州堂 立野珉)
 - 三 號 品 其ノ他

(二) 本表價格ハ地區内省線驛所在市町村ニ於ケル販賣店倉庫又ハ店先渡價格ニシテ右以外ノ町
 村ニ於テハ本表價格ニ最寄驛ヨリノ運賃實費ヲ加算スルコトヲ得

(ロ) 實施ノ日
 昭和十五年七月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第五百五十四號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣生箔製造業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ生箔ノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額

種	別	單位	販賣價格	備	考
赤	箔	生	一、三四		
赤	箔	加工	一、五〇		
白	箔	加工	〇、二四		
白	箔	加工	同		

(ロ) 實施ノ日
 昭和十五年七月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第五百五十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
(イ) 名稱 鳥取縣穀物商業組合聯合會
(ロ) 地區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
地區内ニ於ケル穀物關係商業組合
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
(イ) 額

種別	規	格	單位	卸賣價格	小賣價格
押 麥	小麥ヲ原料トセルモノ		一 疋	〇、二六五	〇、二八〇
小 麥 糠	小麥ヲ精麥スル爲産シタルモノ		一 俵	一	四、五〇〇

(ロ) 實施ノ日 小麥糠ノ右重量ト異ルモノニ付テハ右價格ヲ基準トシテ重量割合ニ依リ算出シタルモノトス

昭和十五年七月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

正 誤

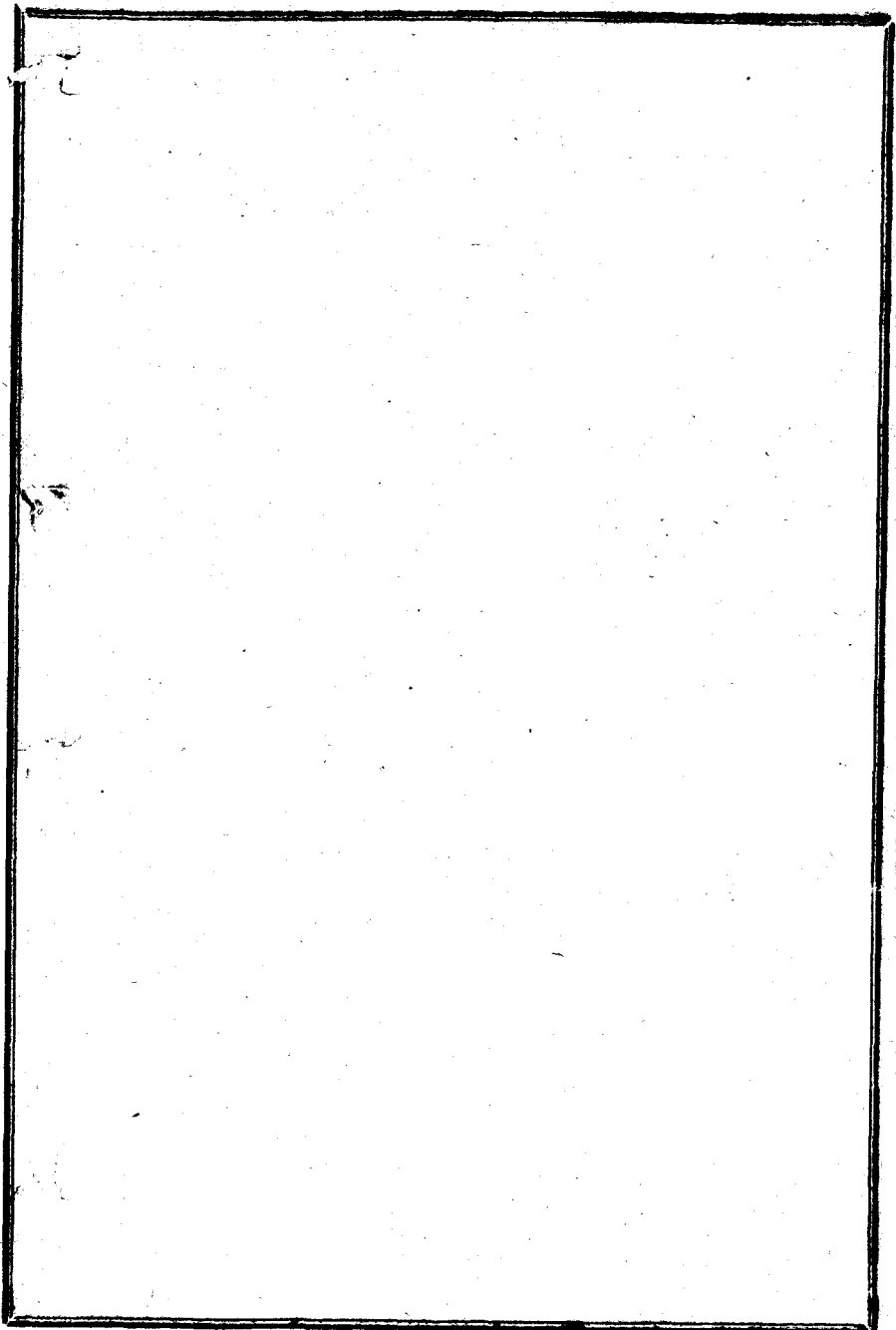
昭和十五年七月鳥取縣公報第千五百五十號鳥取縣告示第五百四十號中左ノ通正誤ス

頁	行	誤	正
七	九	七月二十日迄トス	七月二十五日迄トス

00734

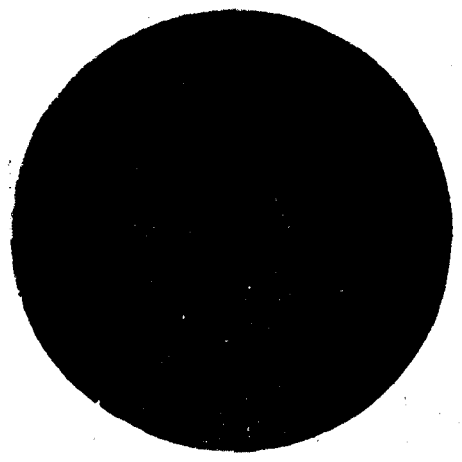
鳥取縣公報 第一千五百五十一號 昭和十五年七月廿六日 (第三種郵便物認可)

三三



彙報 第六十四號

專變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

鳥取縣公報 第一千五百五十一號 昭和十五年七月廿六日 (第三種郵便物認可) 三三

目次

奢侈品の製造販賣禁止令	(時局課)	二五頁
戰時經濟統制と工業組合	(商工課)	二九頁
自給肥料改良増産及 施肥改善獎勵金交付要項	(農産課)	三三頁
本年度の物資動員計畫	(時局課)	三六頁
昭和十五年鳥取縣日本梨豫想收穫高	(統計課)	四二頁
獨逸の大捷と國家總力戰	(時局課)	四三頁
荒鷲への進路	(保安課)	四七頁
滿洲農業開拓民の應募資格	(社會課)	五一頁
中元贈答は時局柄全廢	(時局課)	五三頁
精神病の豫防	(衛生課)	五四頁
河川愛護標語の當選發表	(土木課)	五六頁
國民進軍歌について	(社會課)	五七頁

怒る河川も愛護で笑ふ



奢侈品の製造
販賣禁止令

△

徳川時代の末期に於て時の老中松平定信が奢侈の禁令を發し、その後を承けた水野忠邦は天保の改革を行つて一層徹底した奢侈禁令を發したが、これは當時徳川氏泰平の極官民共にその習俗は華美をきはめて民風爲に頹廢の傾向にあつたので、これを根本的に是正しようとしたものであつて、その内容は微に入り細に亘り日常の衣服、什器、贈答品の規格から雛人形の寸法まで各階層に亘つて制限し、頭髮も農夫は蓑を用ひて結ぶべしとまで定めたのであつた。

政府は今回奢侈品の製造販賣についてその禁止及び制限を實施し、本年七月七日の事變記念

日より施行したので世間にはこれを七・七禁令と云つてゐる向もあるのであるが、これは徳川時代の禁令とは全くその趣を異にし、時局下國民としてはこの禁令は實に當然以上の當然といふべきであつて、舉國一致戰時自肅經濟を完行してゐる現下の情勢から云ふと、かゝる禁令の發布を見るに至つたことは國民の中に自省の足らぬ者のあることを裏書するものであつて、寧ろ國民の耻辱と云はねばならぬ位である。

ナチス・ドイツは前大戰大敗後の二十五年間否ヒットラー政權樹立後の僅々七ヶ年にして現下の總力戰體制を完成し、嘗つては再起の可能さへ疑はれたドイツ國民が北歐に席捲しフランスを風靡して、日不没を誇つた英國をして今や風前の燈火の如くその襲撃の前に戰慄せしめてゐるのを思ふ時、わが聖戰既に滿三ヶ年、皇軍の威武に全支戰線壓倒的大勝利の下にあるとは云へ、この未曾有の大業遂行の途上に於て、戰時景氣に恵まれた一部の階層に國家の重大時を忘れて奢侈に流れ、贅澤を事として遂にこの禁令

の公布によつて強制せねばならぬ者の存在すると云ふことは、實に遺憾の至りと云はねばなるまい。

吾々國民は今や金があるからとて贅澤に過して居るべき時ではない。すべてに徹底した切詰を行つて、國家總力戦下としての合理的生活を以て明日に備へ、明日の國家發展の爲に現在の力を最も有効に使はねばならないのである。總力戦として國民はその持場々々を守り、國民の總力をつくして明日の建設、即ち東亞新秩序に於ける大日本帝國の確固たる地位を樹立する大業に参加してゐるのである。金を持つてゐると云つてもそれは自分で自由に使用すべき性質のものではない。金の有る者は有るやうに、必ずその金を國家の爲に役立たせるべき重大な責務があるのである。

△ 今回の禁令は即ち (1) 戦時經濟の運営に必要な資材、動力、勞力、燃料等が戦時國民生活上不急不要な物品又奢侈贅澤品等の製造販賣に

充當されることを抑制して、これを直に戦時國民生活に必要な物資の生産供給の維持確保に活用し、(2) 戦時國民生活に不急不要な物品又は奢侈贅澤品の購買力を抑制して、これによる餘剩購買力を貯蓄の強化、公債の消化に轉換させ、(3) 戦時國民生活の刷新緊張を圖り、併せて規格外品の販賣を禁止することによつて、公定價格の維持勵行を圖らうとするものである。禁令は七月六日商工省令第二號として、昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等臨時措置に關する法律」に基き「奢侈品等製造販賣制限規則」として公布されたものであり、翌七日の事變記念日を卜して施行されたものであつて、違反者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

△ 此、にこの規則の要點を述べると

第一に不急不要品、奢侈贅澤として主務大臣の指定した物品の生産、製造、販賣は輸出されることが明らかな時、その他やむを得ない事由

あるものとして特に許可を受けた場合を除き禁止されることになつてゐる。即ち七月七日以後製造を禁止されたものは

- 染・織繪羽模様の裨褙地、羽織地、襦袢地、夜具地及びその製品
- 綴織の帶地・袂紗地及びその製品
- 刺繡（縫定紋を除く）を施したる織物及びその製品（帶地を除く）
- 銀糸・漆糸又は金糸（模造品を含む）を用ひたる織物及びその製品
- 無線シホンベルベット及びその製品
- ピロイド縮緬及びその製品
- 絹レース地及びその製品
- 指輪、腕輪、首飾、耳飾、ネクタイピン、身邊裝飾具たるペンダント、寶石類二十六種及びその人造及び模造品、銀製品にして飯食器具、厨房用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、牌盃、被服附屬金具、文房具若くは玩具又は其の部分品たるもの、象牙製品

等であつて、又物品の性質上全面的に禁止を不適當とするものについては、主務大臣の定められた一定の販賣價格を超えたもの、販賣が禁止されてゐる。たとへばネクタイ一本四圓、手袋一雙五圓、下駄七圓、香水五圓、萬年筆五圓等の販賣價格を超ゆるもの、如くである。

第二に、他の法令例へば銅使用制限規則などによつて製造を禁止された物品は、原則としてその販賣を禁止することになつてゐる。

第三に、公定價格の設定された物品については主務大臣が物品を指定したときは、當該公定價格の設定に於て定められてゐる規格又は品質以外のもの、販賣は輸出されることが明らかな場合その他やむを得ない事由ある場合として特に許可された場合を除き、總て禁止されることになつた。なほ公定價格の設定されてゐない物品についても、主務大臣が物品の規格又は品質を指定すると、當該規格又は品質に該當するもの以外は販賣を禁止されるのである。

第四に、製造と販賣を禁止された物品でも既

に製造されたもの及び製造中のものは、主務大臣の指定する一定の期間三ヶ月となつてゐる）を限り之を販賣することが出来るのであつて、その以後（即ち十月七日以後）は新品、中古品とも販賣してはならない。

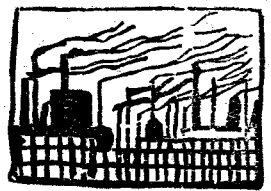
第五は、委託製造、委託販賣その他如何なる名義を以てするを問はず、本規則による製造又は販賣禁止の規定を免れる所謂脱法行為を爲すことは出来ないといふ脱法禁止の規定を設けてある。

△

今回の禁止令に於ては當業者への著しい打撃と商品市場に於ける混亂を避ける爲製造販賣を禁止し又は販賣を制限する物品の範圍を一定限度に止め、限界價格も比較的高い處で劃されてゐるが、將來は更に質實簡素な國民生活の確立を目標として、製造販賣を禁止すべき物品の範圍を漸次擴大し、また一定の販賣價格を超えるもの、販賣を禁止する物品についても漸次その限界價格を引下げる方針ださうである。

尙、急激な影響を避けるために十月六日まで三ヶ月の販賣猶豫期間が與へられてゐる當局の親心をかへつて仇として、中にはこの期間にこれ等のものを買い漁つてゐる不心得者が、地方によつてはあるやうに聞くのはなさないことである。これからいよ／＼禁止が強化されて、銃後の國民生活が質實一色に塗りつぶされたあかつきに、たとへば繪羽織などを着たり寶石指輪でもはめて歩かうと云ふのであらうか。かゝる時局認識を缺いた不心得な者の我が國內に存在することは許さるべきでない。この規則は使用者にその使用制限を要求するものではないが戦時日本の國民として、新らしく建設される東亞の中堅大日本の國民として、伸びんが爲に緊張する自肅生活の必要を確實に認識し、この規則に定められた禁令を嚴重にするは勿論、進んで積極的に奢侈生活を清算し、剛健質實なる生活に邁進しなければならぬのである。

x x x



戦時經濟統制

と工業組合

▲ 時局と工業組合

今日全國に於ける工業組合の數は實に五千を突破し、組合員の數は二十六萬、その生産額は百四十億圓となつてゐるが、斯くの如く今日我國の工業組合が廣く普及發達を見るに至つたのは、組合員各自がよくこの戦時經濟の意義を認識せられて、これの運行の上に工業組合の持つ使命を自覺し、充分協力し努力せられてゐる結果であると思はれる。しかし又一面その背後にわが經濟界の發展、工業の躍進、戦時經濟に對應する爲に行はれてゐる經濟統制の強化等が、斯のやうな努力と相俟つて今日の盛大を致して

ゐるものと思はれる。

抑々この組合制度が初めて創設せられた時代には、わが國の重要輸出品の大部分が中小規模の工業經營状態であつて、資本主義經濟の發達に伴つて追々その經營が困難となり、どうしてもこれを合理化してこの中小工業の振興を圖ることが、わが國の産業問題としても亦輸出貿易の上から見ても極めて重要であるといふことから、主として中小工業を對象とせられたのである。随つて商工當局に於てもこの制度の運用に重點を置いてあらゆる點からこれの發達を助長し、業者に於てもこの政府の方針に對應して常に不斷の努力を續け、わが國の輸出貿易の進展に寄與して來たわけである。

その後組合法制は數次の改正を経て逐次その範圍や使命が擴大して來たのであるが、特に昭和十二年支那事變の勃發以來、わが國の經濟は所謂準戦時體制から純戦時體制に移行し、經濟統制は日に強化されて來て、この經濟統制の強化に伴つて工業組合の使命も量的に質的に非常

な變革を來さざるを得なくなり、特に事變が長期戦の色彩を帯びて來るに従つて、わが國の經濟を戦時經濟に編成替する必要が愈々緊切となり、總ての經濟行爲をこの戰爭目的の遂行、聖戰目的の完遂と云ふ一點に集中され、凡ゆる物資の生産、輸入、配給、並に消費に統制を強化するに至つたのであるが、これ等の統制の方面に於て工業組合の使命は從來より一段とその重大性を加へ、特に重要物資の配給統制は工業組合の最も大なる公共的な使命となつて來たのである。

▲ 輸出振興と工業組合

更に翻つて現下の時局を見ると、支那事變は既に滿三ヶ年を経過して最近支那も新中央政府の樹立を見るに至つたのであるが、その基礎を確立して強力な統一的な政府となるためには、なほ相當の日月を要するものと考へなければならぬ。又蔣政權に對する徹底的の膺懲といふものは、東亞の新秩序建設のためにはこれを敢行しなければならぬのであるが、これらの事を

考へると、いよ／＼眞の戰爭はこれからだと云はねばならないのである。

然るに歐洲の戦亂は益々擴大し、何れもそのブロック經濟を強化して最後の勝利を得ようと努めてゐる。これ等の國際情勢に對應しつゝ、日本の今後の戰爭を遂行して行く爲には、東亞新秩序建設に要する幾多の物資、これを賄ふための生産力擴充、又生産擴充に要する資材を輸入する爲の爲替等から考へて、今後わが國の輸出は益々増大しなければならぬのであるが、現下の國際情勢に對處してこの輸出の増大といふことは今後の最も重大なる關心事ではなくてはならない。石油とか非鐵金屬、棉毛、羊毛と云つたやうな重要原料は從來わが國は外國に依存して來たものであり、今後遺憾ながら相當永い期間に亘つて依存を續けなければならぬ状態にあるが、之等の物資を得るためにはどうしてもわが國の輸出を振興して爲替を多量に持たねばならないのである。しかしこの國際情勢ではこのわが國の輸出を振興することは却々一通り

や二通りのことでは難かしいのである。

この困難を克服するためには、曾つて昭和五、六年當時所謂産業合理化運動を起してわが産業界の無駄を省いて能率を増進し、最も効率のよい生産をし、コストを出来るだけ引下げる等凡ゆる努力を産業界が行つたものであつて、工業組合も亦この運動に重要な役割を果したのであるが、今後原料や資材の不足が益々窮迫を告げしかも生産能率を上げコストをなすだけ引下げるでなければこの輸出の増大を期することは出來ないのであつて、従つて生産力擴充を必要程度に行ふことは出來ないのである。かう云ふ困難な事業を行ふためには工業組合として曾つて産業合理化運動當時の熱烈な意氣以上に、更にそれに倍加した意氣を以てこれ等の生産上の改善や技術上の改善に一段の力を入れて行かなければならぬのである。

▲ 現下の三大事業と工業組合の任務

中には事變も遠からず處理が行はれて、經濟統制も緩和され、又元に還つて行くだらうと云

ふやうな氣持を持つ人もあるらしいが、現在吾々の直面してゐる日本の状態、今後五年十年の長きに亘つて克服せねばならぬ困難を考へると、決してさう云ふ生やさしいことで乗り切れるものではないのである。

今更いふまでもなく今回の支那事變は日清戦役や日露戦争のやうに、媾和條約が結ばれ軍隊が凱旋して、それで戦争はおしまひと云ふやうな性質のものではない。更に又東洋に於ける色々な國際情勢を考へると、決して單に支那だけを相手にして事變が處理できるものではない。かう考へると今後わが經濟界が克服せねばならぬ困難といふものは、今日より益々増大こそすれ決して樂になるとは考へられないのである。現在の日本は今三つの重大事件を遂行しつゝ、あるのである。その一つは云ふまでもなく日支事變であつてこの事變の規模は過去のどの戦争に比べても殆ど比較にならない程の大戦争である。日本としてはこの戦争一つを遂行するだけでも相當な困難を覺悟しなければならぬので

ある。
更に現在及び近き將來に於ける國際情勢の推移を考へると、わが國防力充實の必要は非常に大なるものがある。従つて吾々は今日戰爭を遂行すると同時に、明日の戰爭に備へる爲の國防力を充實せねばならないのである。此國防力充實に要する資金、資材といふものは非常に大きなものである。吾々には過去に於て八八艦隊の建設とか二箇師團の増設といふやうな事が重大な政治問題となつたことを記憶してゐるのであるが、そんな生やさしい程度の擴充では到底現在及び將來のわが國の國防を完うすることは出来ないものである。従つてこの國防力の充實といふ一つをとつて見ても、國民は餘程の覺悟をしなければならぬのである。

更に東亞の新秩序建設といふ大事業これ一つをとつて見ても日本としては非常な重大事である。しかも現在日本はこの三つの大事業を同時に完遂しやうとしつゝあるのである。これは過去二千六百年の日本の歴史を顧みて、どの時代

に於ても斯の如き大事業をやつた時代はないのであるが、我々現代の日本人は斯の如き重大な仕事を我々の手で完成しやうとしてゐるのである。これは實に現代に生れた我々の誇りであると共に重大なる責務である。随つてこれを三つとも完遂するといふためには、國民全体が餘程の覺悟をしなければならぬのであつて、生やさしい一應の覺悟では殆ど此三つの仕事の一つをもなしとげることが出来ない。かういふ重大な時期であり、これを遂行することは我々の名譽ある歴史的な事業であることを充分に考へねばならぬ時に於て、色々な困難、日常の不利不便などはこの大事業の前には必然的に笑つて忍ばねばならぬと思ふのである。

今や工業組合は單に此の中小工業のみならず凡ゆる工業部門を網羅して、一面に於ては戰時經濟運營の中心をなす重要物資の配給といふ重大使命を遂行すると共に今後益々各工業の技術的、經營的な内容の改善に努めてこの國際情勢に對應して我が國の輸出を増進し、わが國の

大事業完遂に必要な資材を得るといふ仕事に貢獻しなければならぬのである。この重大な使命に對して、今後一層の努力と協力を切に期待する次第である。(岸商工次官、第九回全國工業組合大會に於ける講演要旨)

× × ×



自給肥料改良増産及 施肥改善獎勵金

交付要項

現下の情勢に鑑み自給肥料の改良増産、及び施肥の改善を圖るを喫緊の要務と認め、縣では今回之が獎勵施設を更に擴大強化して其の目的

達成を期することとなり、次の要項に依つて毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付することとなつた。

一、獎勵金は左の各號の一に該當する施設を行ふ場合縣郡市農會又は縣郡市養蠶業組合(聯合會)の費用或は助成金に對して之を交付する。

1 縣郡市農會の行ふ堆肥品評會、綠肥作物品評會、自給肥料改良増産及び施肥改善實踐共進會其の他品評會の開催

2 縣郡市農會の行ふ自給肥料改善増産及び施肥改善一齊實行運動の實施其の他促進獎勵施設

3 郡市農會又は縣郡市養蠶業組合、町村農會或は農事實行組合、養蠶實行組合をして行はしめる綠肥作物種子の共同購入

4 郡市農會が町村農會又は農事實行組合、養蠶實行組合をして行はしめる綠肥作物種子配

付の目的を以てする緑肥作物の原種圃或は採種圃經營

5 郡市農會が町村農會をして行はしめる左の一に該當する施設

イ 堆肥製造場の設置

ロ 灰溜槽の設置

ハ 堆肥製造場、灰溜槽築造のため共同利用せしむべき型框の設置

6 市町村農會又は知事の適當と認める團體に於ける施肥基準設定並に之が實踐獎勵に關する協議會

7 市町村農會又は知事の適當と認める團體に於ける自給肥料改良増産及び施肥改善に關する共同施設實踐

8 其の他知事の適當と認める施設

二、獎勵金の額は次の標準に依つて交付する

1 前條1、2の費用に對しては經費の範圍内

2 3の費用に對しては購入配付費の二分の一

以內

3 4の費用に對しては一段歩十五圓以內。

4 5の費用に對しては

1 堆肥製造場の設置に要する材料購入費の三分の一以內 一基十五圓以內

ロ 灰溜槽の設置に要する材料購入費の三分の一以內 一基三圓以內

ハ 堆肥製造場、灰溜槽築造型框又は築造に要する費用の範圍 型框一組當十五圓以內

5 6の費用に對しては二市町村の區域に付き三十圓以內

6 7の費用に對しては同區域に付き三百圓以內

三、獎勵金の交付を受けんとする者は申請書に様式一號(市町村農會に配付してある)に依つて事業計畫書及び收支豫算書を添付し、毎年二月十日限り知事に申請しなければならぬ

四、獎勵金の交付を受けた者で、前條の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとする時は知事の認可を受けなければならぬ。

時

五、獎勵金の交付を受けた者は事業成績書、收支豫算書を翌年の六月三十日まで知事に提出しなければならぬ。

六、町村農會の提出する書類は所屬農會を経由すること。

七、獎勵金の交付を受けた者で、次の二項の一に該當する場合に於ては既に交付したる獎勵金の全部、又は一部の還付を命ぜられることがある。

1 本要項又は獎勵金交付の條件に違反したる時

2 事業の施行不適當と認めたる時

尚ほ獎勵金の交付を受けるにはそれ／＼の經費別に計上しなければならぬし、要項の一の6の施肥基準設定並に之が實踐獎勵に關する協議會に付ては

イ 協議會は郡市農會、町村農會、農事實行

組合及び之等に準ずる團體の關係者、其の他眞に農事々情に通曉する者を以て組織し形式に流れることを避け

ロ 本協議會に於て協議すべき施肥基準は縣が設定したる施肥基準を基礎として設定し之が實踐普及を協議し

ハ 本年度に於て施肥基準を設定せんとする重要農作物は次の種類とする豫定であるから、各市町村は之に準據して設定の計畫準備をなし

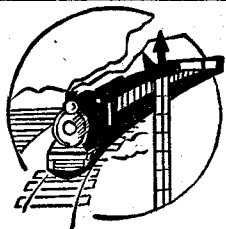
更に要項の7の市町村農會に於ける自給肥料改良増産及び施肥改善に關する共同實踐施設は次に準據せられたい。

1 助成金の交付を受けて施行すべき事業の實行は部落團體を整備して其の活動促進を圖り、部落を單位として各農家共助共勵以て共同實踐せしめるものとし、之が部落團體助成を主眼とすること
而して重要農作物の計畫的生産のため自給

肥料の改良増産、及び施肥の改善に關し次の如き事項に付て其の地方の状況に應じ最も適切なる事項を綜合的に必行すること

- 1 自給肥料給源の調査及び確保
 - 2 自給肥料改善増産計畫の樹立
 - 3 自給肥料生産改良設備の整備
 - 4 自給肥料改良増産共同實踐
 - 5 配給肥料の實需期までの共同保管
 - 6 施肥基準を基礎とする肥料の合理的配合及び適正配分
 - 7 施肥基準を基礎とする共同施肥の實踐
 - 8 土壤改良(土壤反應の矯正及び乾土法等を含む)の共同實踐
 - 9 其の他重要農作物の耕種改善に關する共同實踐
 - 10 以上の諸事項の實行促進に關する各種施設
- 縣郡農會の行ふ「堆肥積込」「綠肥播種」「灰蒐集」等に應ずると共に、各地方の實情に即應して最も適當なる「一齊實行運動」

の徹底を期すること



本年度の

物資動員計畫

△ 戦争と物資

戦争が非常に澤山の物資を必要とすることは云ふまでもありません。戦に直接必要な飛行機や軍艦や、大砲や弾丸が無数にいるばかりでなく、被服にしても食物にしてもその他いろいろ、な物が平時とは比較にならぬ程入用なのであります。銃後を護る國民としては戦争で國內に人が少くなつてゐるにも拘らず、残つてゐる者で従来以上の仕事をして行かねばならぬ上に尙この莫大な生産をして行かねばならぬのですから、その勞苦は全く一通りや二通りではないのであります。

しかもこれらの必要な物を製造する原料が、我が國の産物だけでは足りないのですから、鐵類や綿を初め澤山のを外國から買入れなければなりません。それには國內で物を買ふのと違つてみな金貨で買はねばならぬのでありますから、不足品を外國から買はうとすればどうしても澤山の金を準備せねばならぬのであります

が、この金は國內でさう澤山掘り出せるものはありませんから、これが爲には成るべく多くの物を外國に賣り出して外國の金を日本に取り入れねばならぬのであります。従つて國民はなるべく儉約して國內の消費を少くし、少しでも多く外國に賣り出す方に廻さねばならぬのであります。米の節約も(これは今年は實際足らないから)ですが綿製品のスフ化も、酒や砂糖の少くなるのも皆この爲なのであります。蔣介石やこれを援ける第三國などは、今に日本がこれ等の戦争に必要なものや生活品の缺乏によつて弱つてしまふだらうと、それを待つてゐるのでありますから、吾々はどんなに苦しいことがあ

つても頑張つて、これを押し切つて行かねばならないのであります。

商賣でもこれまでのやり方は自由經濟といつて、各個人の自由な取引、自由な消費で世の中が行つてゐたのであります。現在の戦時經濟ではこれではいけないので、すべて統制經濟となつて、政府で戦争をして行くのに都合のよいやうに取締つてゐることは御承知の通りであります。

△ 物資動員計畫

政府ではこの戦時經濟を行ふ爲に、國內の生産物がいくらあつて何々が足りないから、是非入用なものを先づ滿洲や支那の、金貨を出さないでも普通の日本流通貨幣で買へる。いはゆる圓プロツク經濟の國で買はう。それでも買へない部分は已むを得ないから金貨を出しても歐米の第三國から買はう。従つて物を使ふ使ひ方についても不自由ではあつても辛抱すれば出来るものは使はないことにして、是非買はねばならぬ何々の方面に使ふことにしよう云ふ國內全

般の使用計畫を立て、實行し、これを國民にも嚴重に守らせてゐるのであります。これが即ち物資動員計畫なのであります。

本年度の物資動員計畫は、ヨーロッパの戦争やその他の國際情勢がはつきりしないので、取り敢へず四月から六月までの分の計畫を立て、實行して來たのであります。去る六月二十九日にいよいよ今年の計畫が決定しました。これは澤山の品物のうちの特に重要な二百數十種について一年間の需要計畫を定めたものでありますから、わが國民の經濟生活の根幹をなすものであつて、國策遂行や國民生活の上から云つても、その及ばず影響は極めて廣く、又重大でありますから、次にその大体に付て説明します。

△ 本年の物動計畫

我が國は昨年非常な大旱魃で損害があり、又石炭や電力の不足などがあつてその生産の上に非常な障害があつたのであります。一昨年来努力した生産力擴充計畫の遂行に伴つて、國民の努力により本年は相當増加するものと考

へられるのであります。他方ヨーロッパ動亂の影響によつて外國の物資が一般に著しい値上りを生じた上、交戦國はもとより中立國でも或るものは國防上の必要などから物資の輸出を禁止したり制限したりするやうになつた爲、今日我が國が必要とするものを第三國から輸入することの出来る分量は少からず減るものと思はれますので、その結果國內と國外とを併せた物資の總數量は昨年より大きな増加は見込めない状態であります。

供給の側が斯う云ふ風であるのに、我が國の現在の情勢は軍備の充實や生産力の擴充、大陸建設等と萬難を排して遂行せねばならぬことが山のやうに積つてゐて、そのいづれも莫大な資材を必要とするのであります。物が足りないのは是非必要な物が多いとすれば、これを補ふ途は少いものを十二分に活用して最大の効果を發揮するより他に方法はありませぬ。従つて政府の物資動員計畫は、物資配給を重點主義で按配し、能率本位に計畫を立てられてゐるのであり

ます。

この重點主義による本年の物動計畫をまづ支那事變を處理して聖戰の目的を完全に果すこと、歐洲戰亂に伴ふ國際情勢に善處して國防の安固を圖ることを目標とし、更にわが國運の將來の發達に應ずる爲に特に

- (1) 軍需の充足に努めること
- (2) 生産力擴充計畫の遂行を圖ること
- (3) 滿支大陸の建設に努めること
- (4) 輸入増進特に輸出貿易の振興に努めること
- (5) 國民生活必需品の最少限度の確保に努めること

の五大眼目に重點を置く方針を立て、これによつて計畫せられてゐるのであります。従つて他の方面に對する物資は、思ひ切つて節約を斷行しなければならぬことになつたのであります。

一 軍需の充足

わが國は目下支那事變を遂行中であるから澤山の軍需資材があることは云ふまでもありません。その上に最近の國際情勢は一段と軍備の充

實を急務としますから、本年度もこの點に重點を置いてあるのであります。この方面でも出来るだけ物資利用を効果的にして、及ぶ限り節約を圖ることになつてゐます。

尙軍需以外の政府の需要としては、鐵道、通信、農林等の官業用物資であります。これ等は國防計畫と生産力擴充計畫とに即應してどうしても施設せねばならぬものに對しまして、重點主義によつて必要の最少限度に物資を供給することになつてゐます。

二 生産力擴充計畫

これは、將來の我が國産業を發展させて一日も早く東亞以外の地から物を買ふことを廢止せねばならぬのであります。非常に重要なものであります。然るに昨年は前に述べたやうな理由によつて資材の入手が圓滑に行かなかつた爲建設中の工場でも完成が遅れたり、出來てゐる工場でも石炭や電力の不足で仕事を休止したり制限したものが少くありませんでしたので、生産を思ふやうに増加することの出來ぬものが相

當あつたのであります。この事情に鑑みて本年度からは特に鐵鋼、輕金屬、石炭、液体燃料等の部門に於て、日滿支を通じた産業立國をたて前として合理的な産業の配置を考へ、まづ既存設備の活用、地域別、工場別に建設途中の工場の完成を圖り、一貫した方針の下に資材を供給して生産力の擴充を綜合的に實施することになつてゐます。

三 大陸建設方針

滿洲國では産業開發五ヶ年計畫を實施中でありますが、これが成功するといふことは日滿支一体の生産力擴充計畫と一体の關係にありますので、極力これに協力して速かにその遂行を完うせねばなりません。本年は特に鐵鋼、石炭液体燃料、輕金屬の部門の生産について資材供給の確保を圖ることになつてゐます。

支那に對しても特に石炭、鐵鋼、棉花、藍等の重要資源の開發と、これに必要な交通運輸の整備に力を入れて資材の配當を行ふことになつてゐます。

四 輸出貿易の振興計畫

前にも申しますやうに、今日の我が國經濟事情の下においては相當多額の物資を第三國から輸入しなければならぬのであります。これに必要な資金は金又は金貨に依らねばなりません。そこで政府としては大いに國內産金の増産につとめて居るのであります。それにも限度があるので結局輸入資金の大部分は輸出振興によつて稼ぐことが最も大切であります。よつて本年の物動計畫には輸出原材料の供給確保については特に優先的に取扱ふ事とし、これが實施の機構についてもまた最近方針の決定を見てゐます。

五 必需品の最少限確保

以上のやうに現下の重要諸政策を行つて行く爲には、極めて最少限度に切りつめてもなほ莫大な數量に上るのであります。然るに國內國外を併せても手に入れることの出来る物資の數量には限りがあるので、右の重要な政策を遂げる爲には一般の民需、特に國民の消費する物資の量を思ひ切つて節約して、國策に必要な方面に

振り向ける外に途はないのであります。

一般民需と云つても非常に廣いのであつて、工礦業、農林、畜水産業等の生産をするのに必要なもの、國民の消費生活に必要な物資等を含んでゐるのであります。生産を行ふに必要な物資としては例へば鑛石、原油などの工業原用を初めとして、肥料、作業衣、軍手、地下足袋、農林水産具、勞働者住宅用資材等でありましたがこれ等のものが足りない爲に重要物資の供給力が減るやうなことがあつてはなりませんから、その供給數量については慎重に考へねばなりません。作業衣、軍手、地下足袋、農林水産用具、勞務者住宅資材等につきましては昨年は配給が圓滑でなかつた爲鑛山、工場、農漁村等に於ける生産に差支へを及ぼした向もありましたので今年には相當増加することになつてゐます。

また肥料については加里のやうに従來主として獨佛兩國から輸入してゐたものは歐洲戰亂のために輸入が困難であると思はれるけれども、硫酸や燐酸肥料等は成るべく多く輸入すること

になつてゐます。加里の不足は農業生産上甚だ遺憾のことです。草木灰の回集とか硝酸加里の輸入等によつて補ふ筈であります。

このやうに生産に必要な物は極力供給量の増加に努めてゐるのであります。どうしても事變前のやうに充分には行かないのであります。から、これ等物資の配給の公正と、使用消費の方法については更に特別の注意をして、少い物資で最大の生産能率を上げるやうに努力しなければならぬのであります。

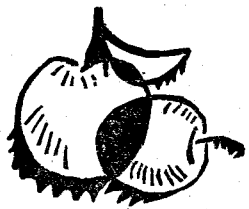
次に被服類、食料品、衛生材料、醫藥品等の生活必需品については、これまでの様子を考へて戦時にふさはしい質實健全な國民生活を維持するに必要な最低限度の數量を確保することになつてゐます。

なほ右に該當しない一般の民需物資、特に質實簡素を旨とせねばならぬ戦時生活と云ふ尺度から見て不急不要と見られる物品については、更に強度の節約を圖ることになつてゐまして、中でも奢侈品などは節約といふ意味ばかりでな

く、國民精神の緊張と云ふ點から見てもこの際大いに使用を慎まねばならないのであるから法令でその製造と販賣を禁止又は制限することになったのであります。

以上で本年度の物資動員計畫についてその大體を記したのであります。現下の國際情勢は何時こそその變化を來して第三國からの輸入に直接影響を及ぼすかも知れないので、本年度は特に四半期に實施計畫を作つて情勢の變化に即應し、物動計畫の適切な實行を期することになつてゐます。

今や我が國は聖戰三周年を迎へて、しかも歐洲大戰は擴大しますし、全く寸時の油斷のならぬ時であります。われわれ國民は舉國一致祖國のために生活の標準を下げてでも不屈不動の覺悟と努力とを傾けてこの難局の克服に全力をつくさなければならぬのであります。



昭和十五年鳥取縣
日本梨豫想收穫高

本縣に於ける昭和十五年日本梨(主に廿世紀梨)豫想收穫高は、去る七月一日現在の調査に依ると二百二十三萬七千二百七十貫であつて、前年の實收高百五十五萬二千八百八十四貫に較べると六十八萬四千三百八十六貫、即ち四割四分一厘の増加を示してゐる。

本年は今春以來氣候概ね適順であつて、開花してから風水害等殆どなく、病虫害亦僅少で良好なる成績を遂げ、果樹の栽培獎勵と相俟つて前記のやうな増收を見る豫想である。

尚ほ之を各郡市別に示すと次の通りである。

郡市別	本年豫想收穫高	前年實收高	年比増減
-----	---------	-------	------

郡市	本年豫想收穫高	前年實收高	年比増減
鳥取市	二五、五〇〇	二〇、一八〇	五、三二〇
米子市	一一、五五〇	六、九〇〇	四、六五〇
岩美郡	四七、七〇〇	三六、一六三	一一、五三七
八頭郡	五三、〇四	三三、八九六	一九、二六
氣高郡	二六、二八七	一三、八四五	五、四三
東伯郡	九三、九五	五三、二四	三九、八一
西伯郡	一四、八七	七四、二七五	七、五三
日野郡	三、五五七	五、五〇九	一、九五三
總數	二、三三七、二七〇	一、五五二、八八四	六八四、三八六

獨逸の大勝

國家總力戰



電撃作戰

昨年九月一日、歐洲戰亂第一歩の獨軍波蘭進撃によつて獨ソ國境の新らしい線が引かれ、以後半歳兵力を休養して「西部戰線異狀なし」の沈黙を續けた獨逸軍は、本年四月九日突然鏢を新にして戰火は北歐に飛び、丁抹は一夜にして地圖から消え、諾威は苦もなく獨軍の制壓下に歸した。と思ふ間もなく突如蘭白に進攻して和蘭は五日間、白耳義は十八日間にして屈伏し、難攻不落を誇るマジノ要塞線さへ忽ちにして突破せられて北佛ドーヴァー海峡はハーゲンクロイツ(逆十字旗)の下に蹂躪せられ、怒濤の如き獨逸軍は遂に巴里を屠つて積怨の地コンピエーニユの森に佛軍をして降伏停戰の條約に調印せしめるに至つた。まことに恐るべき電撃作戰の勝利ではあつた。

快速進撃!

このことは今次支那事變に於ける皇軍の赫々たる戰果に於て常に隨處に見受けられるのであるが、特にその快速進撃ぶりの想起されるのはわが疾驅廣東の超記録である。パイアス灣敵前

上陸から僅か十日間にして百里餘を突破入城したあの快速戦闘進撃と比較する時、この獨逸軍の進撃速度はさほど驚くに當らないものがある既に當時の米國通信記者が打電した廣東攻略記中にも、「驚嘆すべき電撃戦」の文字が用ひられてゐる。

△ 日獨作戰の類似

孫子は「敵の意表に出で、その備へなきを撃つ」を兵法の極意としてゐるが、獨軍今次の作戰は我が日本の支那に於ける作戰と相似點が甚だ多い。日本軍が敵の正面防禦線たる自動車軍工路に沿はないで、高さ千米近い突元たる岩山、鐵爐障の嶮を突破して、まさかと思はれた惠州の側面防禦陣に殺到した戰略と、獨軍が北フランドル平原を避けてアルデンヌ密林を強行突破リエージュ要塞の背後を衝き、聯合軍の側面を襲つた戦法、かの南昌作戰に修水河の薄暮攻撃から長驅長沙を衝くと見せて突如南昌を奇襲した「燕返し戦術」と、獨軍がセダンからランス

に向ひ巴里を狙ふと見せて一違北轉し英佛海峽へ向つた作戰とは共に同じ筆法であり、また日本が徐州會戰で之を大迂回し、寺内兵團を以てその退路を斷ち、敵陣後方に決戦地區を求め挑んだ大方略は、獨逸軍がブラッセル正面の豫想陣地を避けて後方フランドル平原に決戦地區を強ひた包圍戦と全く軌を一にしたものである。

△ 縦横の機略と防諜

獨軍が今日までの大勝を齎した原因の一つとして、戰略と政略の胸のすくやうな神謀術策のあつたことを知らねばならない。波蘭進撃でも北方に動員されてゐた大兵團よりも、むしろ南方の新併合地區たる舊チエッコのボヘミヤ、モラヴィヤ地方に秘かに集結されてゐた部隊が疾風迅雷的に行動を起したのだつた。本年四月には維馬尼方面へ強壓を示し、伊太利のユーゴ要求と共にバルカン進出の氣配を見せ洪牙利國境へ大兵團を集中して今にも南下するかと世界の耳目を集めて置いて、突如丁抹、諾威に電撃戦の火蓋を切つた。瑞典を壓迫して

バルト海進撃の態度を示すかと思へば瑞西國境へ兵力を集中してマジノ南端攻撃、瑞西中立侵犯を思はせつゝ、隙を見て一舉に蘭白進攻を開始してゐる。五十萬或は百萬と傳へられる豫備兵團を巧みに動かしてその虚を衝くところに測り知るべからざる獨逸軍の強みがある。獨逸の動員は實に四百萬を超えると云はれる。(日本の人口は獨逸よりすつと多いのに百萬の軍を大陸に送つた位物の數ではないと云へる。) 獨逸はこの大動員を迅速果敢に實行し得た處に勝利の鍵も秘んでゐると云はねばなるまい。

この大作戦、大機略と共に、考へねばならぬことは獨逸側の驚くべき機密保持の力であり敵側の機密を知る謀報陣の威力である。諸威進撃は四月八日の英國側機雷敷設と間髪を入れずに九日早曉に斷行されたのであるが、たとへ兵力を五萬としても百隻近い輸送船隊とその護衛艦隊を配備する爲には相當の時日が必要である英國側の後になつて云つてゐるところでは少くとも四月七日には出帆してゐたと云ふから、四

月早々には準備に着手してゐたと見るべきであらう。この大出動計畫を用意しながら總てが機密の裡に進捗し、決行前に英佛側にそれらしい素振りさへ知らさなかつたのだから、正に獨逸防諜陣に凱歌が上つたと云つて差支へない。

△ 獨逸の總力戰體制

以上獨逸の電撃作戰やその機略について概観したのであるが、一將來戦においては短期戦は困難であつて通常持久戦になる」といふ兵學界の定説を破つて、また、く間にフランスを屈伏せしめた獨逸軍の戦績はまことに驚嘆に値する。獨逸は如何にしてこの偉大なる勝利を獲得したのであらうか。これは獨逸が一にヒットラー總統の下、ナチスが一九三三年に政權を獲てから昨一九三九年までの僅か七ケ年間に、一致團結して建設して來た總力戰體制下の國防國家の力に外ならない。軍事、外交、經濟、思想等各種の總力戰部門に於てすべての準備を完成したばかりでなく、さらに緊要な長期戦に應ずる戦時体制を強化確立し、物資不足の獨逸國民も政府

の經濟政策に絶對信賴して不足勝な資源を愛護しながら飾らす驕らず、見事な統制の下に平靜な國民生活を堅持し、そこには闇取引もなければ買溜め賣惜しみもなく、戦時經濟に破綻を示すやうな亡國的行爲は絶對に爲さないで總ての力を「この一戦」に集中し、數百萬の大軍の動員も、いろ／＼の機密作戦も極めて完全に國內生活と調和して諸機關が圓滿の中に活動してゐる見事な統制ぶりこそ、實に今次獨逸軍の驚異的な大勝利の一大原因であるを考へられる。

一九三七年の統計によれば獨逸の重要軍需資源たる鐵礦、石油は約五割、銅、錫、ゴムは約八割といふ數字が英、米、佛、白、蘭など反獨プロックから輸入されて重工業が出来上つてゐたのである。この點日本の現狀に比べて参照すべき多くのものが存在する。

獨逸の七ヶ年間に於けるこの國防國家の建設に當つては勿論反對もあつた。非難もあつた。しかしあらゆる苦難を踏み越えて國防國家へ、總力戦体制へ、撓ゆまざる前進を續けて來た血

みどろの舊園が、今や實を結ばうとしてゐるのである。

總力戦体制はひとり獨逸のみに止らない。共和の天國といはれた佛蘭西も國防体制完成の爲にはナポレオン以來前大戦にも設けなかつた戦時絶對權力たる國防總監を設置した。自由主義の總本山を以て自任する英國でさへ戦時全權法を發動して議會自ら自由主義を放擲した。伊太利然り。ソ聯亦然り。

世界は今や舊秩序の最後段階に近づきつゝあつて地球を蔽ふ戰雲は容易に霧れようとはしない。然るに我が國は聖戰こゝに滿三年、事變は今や處理の段階に入つて支那新政權は樹立し、着々として東亞新秩序の建設に正確な歩みを續けつゝあるとは云へ、現地の情勢と國際政局の關係とは今後益々多事なるべきを思はしめるものがある。

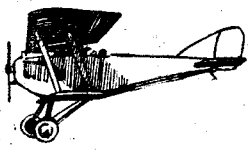
獨逸軍の偉大なる戦果とその背景をなす國內統制の強大さを見ると共に、皇軍の戦果は歐洲戦に比してその戦線の廣さと云ひ、地形の複雑

さど云ひ、實に比較にならぬ大規模な戦であることを思ひ、且つその前途の彌々多難なるべきを思ふ時、國民は益々自肅自戒して國家總力戦體制に邁進せねばならぬことを痛感する次第である。

x x x

荒鷲への進路

— 航空機操縦生の養成 —



△ 民間航空擴充の要

飛行機が軍用に供せられてから僅かに二十餘年、しかもその發達の著しきは驚異に値する。初めは單に偵察を主目的にしたに過ぎなかつたものが今は空軍として大空を舞臺に赫々たる武

動をあらはしてゐることは衆知の事實である。

然るに民間航空は、軍事航空の一翼として車の兩輪の如きものがあり、各國ともその發達進歩に絶大な努力を拂つてゐて、獨逸空軍は民間航空を土臺として擴充されたものであり、ソ聯邦は民間飛行士十五萬人保有を目標して活動して居り、英佛米皆何れも強力なる國家統制の下に民間航空の強化に邁進して居るに對して、我が民間航空に至つては尙甚しい立遅れにあることは寒心に堪へない處である。もとより我が國民の偉大なる精神力と、最近技術器材の優秀性は必ずしも列國に劣るものではないが、急迫せる現下の國際情勢に對處しつゝ大陸に於て東亞新秩序の建設を遂行するためには、今後民間航空の格段なる擴充強化は絶對に必要といはねばならぬ。

△ 航空局の乗員養成機關

之が爲には優秀なる飛行機も勿論必要であるが先づ何より人的要素たる操縦士を絶對に必要とする。政府は國營の操縦士養成學校たる乗員

養成所の設置を先づ米子、仙臺、熊本、新瀨、愛媛の五ヶ所に着手したが、焦眉の急に應ずるために、差當り米子、仙臺の兩養成所に取敢へず修業年限約一ヶ年の課程を以て一昨年からの教育を開始し、既に多數の卒業生を出して各方面に活躍させてゐる次第である。

又明十六年四月からは尋常小學校卒業生を收容して五ヶ年の教育を以て飛行機の操縦術を教育すると共に、甲種工業學校卒業生と同等の資格を附與せられることになり、尙立派な腕前を持つ操縦士として活躍するためには米子、仙臺の養成所を卒業しただけではまだ不十分であるので、本年四月から千葉縣松戸市外に中央養成所を開設して、所謂高等の飛行術を教育せられることとなつたのである。

中央養成所は前記養成所を卒業した者から選抜して高等の教育を行ふのであつて一般からは募集されない。その修業年限は約一ヶ年、卒業の上は一等飛行士の技備證明書と免狀が下附される。

△ 地方乗員養成所

地方養成所に於ては生徒に對して乗員養成所の設置された目的及び帝國並に列強の航空現況を認識せしめ、崇高なる犠牲的精神を養成し高潔なる品性を陶冶すると共に、飛行機操縦技術及び空中法術を授け、以て優秀なる航空乗員を養成して非常時局の要望に副はしめるものであつて、教育用飛行機には目下最新式にして陸軍現用練習機と同一の初歩練習機、中等練習機、小型輸送機を用ひてゐる。

志願者資格は年齢滿十八歳より滿二十歳迄の未婚の男子にして、中等學校第三學年修業程度の學力を有する者とし、採用試験は第一次試験第二次試験に分ち、第一次試験は本縣米子市兩三柳にある米子乗員養成所を初め全國二十六ヶ所に於て體格試験及び學術試験を行ひ、第二次試験は第一次試験に合格した者について東京に於て行ふものであつて、體格検査と口頭試問とが行はれて之によつて採否が決定される。本年の出願期日は來る八月三十一迄である。

操縦生徒は全員學生舎に收容し、食事、被服教育用品等全部官で支辨し、且手當として月四圓を支給されてゐるから家庭からの送金は全く不要である。又卒業と同時に二等飛行士及び二等航空士の資格を得、尙卒業者は陸軍航空兵科豫備役下士官を、或は資格ある者は操縦候補を志願することが出来る。

△ むすび

前にも述べたやうに世界列強の民間航空は世界大戰に於て培養強化された軍事航空から生れて今日の盛況を來した事實により、我が帝國軍事航空も益々擴充強化されて優秀なる軍用機を製作すると共に、航空技術の飛躍的進歩を促して、民間航空も愈々驚異的發達をすることは火を睹るよりも明かである。従つて乗員養成所出身者は、平素の蘊蓄を傾けて我が民間航空を双肩に擔ひ、以て世界航空を征服して上 聖旨に應へ奉り、下萬民の要望に副ふべく常に懸命の努力を致してゐるのである。

帝國軍事上の立場からは勿論、文化の向上發

達の爲にも優秀なる操縦者の出現を待望してゐる時、年少濼洩たる諸君の自ら航空界に投じて、以て航空發達の爲に奮つて志望志願されたいものである。

× × ×

昭和十六度航空機操縦生志願者心得

- 第一 採用ノ目的 官費ヲ以テ優秀ナル操縦士ヲ養成スルニ在リ。
- 第二 採用人員 一二〇名
- 第三 志願者ノ資格
 - (一) 年齢 大正九年十二月二日ヨリ大正十一年十二月一日迄ノ間ニ出生ノ男子
 - (二) 志願ニ關シ親權者又ハ後見人ノ同意ヲ得タル者ニシテ左ノ各項ニ該當セザル者
 - (イ) 飛行機操縦士技術證明書ヲ有スル者
 - (ロ) 妻子アル者
 - (ハ) 禁治産者又ハ準禁治産者
 - (ニ) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 第四 修業並特典
 - (一) 修業期間及科目 十二月一日ヨリ十ヶ月、陸上飛行機

ノ操縦員ニ是ニ伴フ學術科ヲ修業セシメ、二等操縦士及二等航空士ノ技術證明書ヲ交付ス

(二) 給與 操縦生ハ學生舎ニ收容シ、教育費ハ官ニ於テ支給シ、尙手當ヲ給ス

(三) 兵役 修業者ハ陸軍航空兵科豫備役下士官ヲ、又ハ資格アルモノハ操縦候補生ヲ志願スルコトヲ得

第五 義務 卒業後二年間ハ航空局長官ノ指定スル業務ニ従事スル義務アリ。但シ軍務ニ服シタル期間ハ之ヲ含ム

第六 志願手續

(一) 提出書類

(イ) 願書(第一、三表「住所氏名ニハ擬假名ヲ附スベシ」)

受驗地ハ「第八採用試験」ノ項參照)

(ロ) 戶籍謄本(出願當時市町村長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ交付ヲ受ケタルモノ)

(ハ) 最近ノ寫眞(半身脱帽手札形ニシテ願書所定ノ個所ニ貼付スベシ)

(ニ) 醫師ノ作製セル體格検査證(第二葉、官立病院又ハ之ニ準ズル病院ノ醫師ニ付體格検査ヲ受ケベシ)

(三) 提出期日 昭和十五年八月三十一日迄ニ到着スル如ク表紙ニ操縦生採用願ト朱書シ、航空局(東京市麴町區大手町)ニ提出スベシ

(三) 諸注意

(イ) 戶籍謄本ノ代リニ戶籍抄本ヲ添付スルトキハ無効トス

(ロ) 書類提出後志願者又ハ親權者後見人ノ本籍現住所若クハ身上ニ變動ヲ生ジタルトキハ速ニ航空局ニ届出スベシ

(ハ) 書類ノ提出ハ書留郵便又ハ其他確實ナル方法ニヨルベシ

第七 修業所

(イ) 仙臺乘員養成所(仙臺市外六鄉村)

米子乘員養成所(米子市兩三柳)

(ロ) 志願者ハ受驗地及修業場所ニ關シ希望ヲ願書ニ記入シ得ルト雖モ是ガ決定ハ航空局ノ自由トス

第八 採用試験

(一) 採用試験地

(イ) 札幌、盛岡、仙臺、宇都宮、高崎、東京、水戸、松本、金澤、静岡、名古屋、大阪、米子、岡山、姫路、廣島、大分、福岡、熊本

(ロ) 第二次身体検査ハ東京ニ於テ行フ、但シ往復汽車賃及船車馬賃ヲ官給ス

(二) 採用試験ノ種類 採用候補者ニ對シ採用試験地ニ於テ第一次身体検査及學科試験ヲ行フ

(三) 採用試験ノ要領 學科試験ハ左ノ科目ニツキ中等學校第三學年修業程度ニ於テ之ヲ行フ

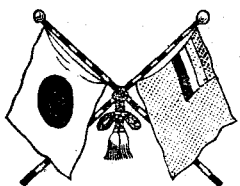
(イ) 國語(講讀、解釋、書取、作文)

(ロ) 數學(算術、代數、平面幾何初步)

(四) 受驗者心得

滿洲農業开拓民

の應募資格



内地農民の滿洲移住と云ふことは、滿洲國に於ける國土の開発、治安の確立、國防の充實、産業文化の發展向上等に直接間接至大の貢獻を齎すものであり、又我が國內に於ける人口と資源との不均衡を調整し、農村の更生を根本的に打開する唯一無二の方途であると共に、一身一家子孫生活の安定上に於ても如何に有望であるかと云ふことは既に周知のことである。即ち我が重要國策として舉國一致の大運動に依り之が遂行に邁進しつゝある所以である。

依つて此處に應募資格の大綱を參考のために記して置くから、希望者は此の應募資格に依つて躊躇せず應募せられたい。

(イ) 受驗者ハ見苦シカラザル服装ヲナスコト

(ロ) 學科試験當日ハ「鉛筆」「消ゴム」「コンパス」「小刀」等及書食ヲ携帯スベシ

第九 採用豫定者發表

(一) 十一月下旬

(二) 通知 採用者ニ對シテハ航空局ヨリ直接本人ニ通知ス

(三) 誓約書 前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ身元保證人ヲ定メ遅滞ナク誓約書ヲ提出スベシ。身元保證人ハ二名トシ内一名ハ志願者ノ父母其他尊族又ハ之ニ代リ監督ノ責ニ任ズベキ者トス。又内二名ハ成ルベク養成所所在地在住者ヲ可トス

第十 願書用紙ノ交付 願書用紙ハ志願者ノ請求ニ應ジ左記ノ場所ニ於テ交付ス(郵券ヲ同封ノコト)

航空局乘員課 東京市麴町區大手町

仙臺乘員養成所 仙臺市外仙臺飛行場

米子乘員養成所 米子市兩三柳

第十一 通知 第一、第二次試験ヲ通ジ、不合格者對シテハ通知セズ

X X X

一 年齢

徴兵検査が済んでから凡そ四十五歳までの者

二 職業

現在農耕に従事してゐる者、又は農耕に充分経験ある者を第一とするが、身体壯健、志操亦堅固な者であれば他職業の人と雖も拒む所ではない。

三 健康

殊に大工、木工、左官、桶屋、ブリキ工、電信工、蹄鐵工、看護、技術者、自動車運轉手等の技術を有する者も應募資格がある。

身体強壯で殊に呼吸器病神経系疾患、脚氣等のない者。

四 申込手續

移住希望者は市町村長を経て知事に申込みののであるが、詳細は市町村役場に就て照會されたい。尙ほ不明の點は縣社會課拓務係に付き調査研究のこと。

五 身体検査銓衡

募集締切後期日を定め、縣に於て身体検査と

人物考查を施行するが、此の往復旅費は自辨である。

六 訓練

假採用者は縣立修鍊農場に於て一ヶ月の訓練を實施する。此の往復旅費訓練中の食費は支給される。

七 決定

訓練中の成績に依つて正式の採用を決定するが訓練を終れば一旦飯宅し、準備を整へて指定の日時に集合渡滿することとなる。

尙ほ政府より一戸當り一千圓(渡滿旅費を含む)を補助されるが、本年からは別に滿洲國政府より一戸に付四百圓餘の助成をされることになつた。併し之は何れも本人及び家族の渡滿旅費を除くの外は本人に交付せず、團に交付して建設資金に充當するのである。

渡滿旅費として支給される金額は大人八十圓、小人四十圓で、一戸當り二百四十圓を限度とされてゐる。

渡滿實費は、開拓民及び其の家族に限り内地、

朝鮮は鐵道、船共五割引、滿洲鐵道は無賃であるから、大人一人に付き三十圓あれば辨當代もある。

× × ×



中元贈答は時局柄全廢

現下の時局に鑑み、戦時下に於ける國民生活を刷新して物資の節約を圖り、國民貯蓄の實を擧げ以

て時艱を克服し聖戰の目的達成に邁進するためには之が徹底的勵行が緊要であるので、縣では次の如き中元贈答廢止方徹底方案を決定して之が實踐を期することとなつた。

一 實行事項

1 中元贈答を全廢すること

盆暮の贈答其の他慣例に依る贈答は、一面社會生活上美しい風習として意義あるものであつたが近時虚禮的なものもあり徒らに金錢と物資を浪費し時局不認識の證左たるに過ぎぬ點をよく考慮して全廢する事。特に指導者階級は率先垂範の實を擧げること
2 佛事に關し華美なる一時的裝飾用品を廢し眞に祖先崇拜、慰靈の精神發揮に留意すること

二 實行促進方法

- 1 官公署、銀行、會社、工場、學校、各種團體等に於ては之が趣旨の普及並に實施方に關し格段の協力をなすこと
- 2 市町村に於ては常會等に於て申合せ實行を期すること

× × ×

精神病の豫防

◆精神病とは何か

精神病と云へば、所謂狂人のみを指す狭義の場合と、之に低能變人までを加へた廣義の場合と二通りあつて、普通には前者の狂人のみを云ふことが多い何れにしても精神病と「病」の字が使つてあるにも拘らず、今日でも尙ほ病氣と思はない人が可成りにある。

昔は癲狂、瘋癲等と呼び、其の原因も神佛の罰、生靈、死靈の祟り或は積惡の報ひ等と信せられてゐたが、其の考へ方が未だに相當根強く残つてゐるやうである。狐が憑いたとか、人の祟りだとか云ふ間違つた考へから可憐な病者を虐待死亡させた事件が時々新聞に出てゐるのを見るのがあらう。

精神病は決して左様な荒唐無稽なものではなく、讀んで字の如く精神の病

氣である。精神作用は脳の働きであるから、精神病は即ち脳の病氣であること云ふことが出来る。其の點では心臓病や胃腸病と變らないのであるから、精神病も充分に豫防の治療も出来る筈である。

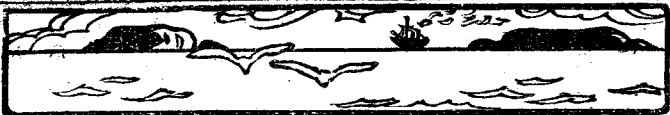
◆精神病者の数はどの位か

厚生省豫防局の調査に依れば、我國の精神病者は年々増加して昭和十一年には總數八萬六千人を超へてゐる。此の數字は所謂狭義の精神病即ち狂人のみの調査であつて、低能や變人は此のやうな統計はないが、其の數は非常に大きいものと云はれてゐる。それ等の精神異常者のために蒙る社會の損害は非常に大きいものであることは云ふまでもない。

◆精神病の原因は何か

精神病と云へば唯一つの病氣であるやうに思ふ人もあるが、實際は澤山の種類があり、其の原因も却々複雑なものである。

大体内因性のものと外因性のものと、其の兩者の混合するものとの二つに大別することが出



来る。此の内因性と云ふのは遺傳であつて其の割合も全体の八割以上を占め、原因中最も重要なものである。之に對し外因性と云ふのは、精神的には非常な驚き、過度の心配、苦勞、恐怖等があり、身體的には腦外傷、微毒、種々の傳染病、中毒(酒精、モルヒネ、コカイン)等が擧げられてゐる。就中微毒は外因中の最大なものであつて、之に依る精神病は全体の二割以上もある。

◆精神病は豫防出来るか

外因に依る精神病は、其の原因が明瞭であるから理論上豫防は容易な筈である。微毒性精神病は、微毒に罹つてから之を根治せずに放つて置けば十年位も經つて發病する病氣であるから最初から罹らなければ一番宜しい、又若し罹つても之を初期のうちに徹底的に治して置けば精神病になる心配はない。

事變や戰爭に際しては過去の幾多の事例は花柳病の蔓延が激化せることを證明してゐるから此の際一層の努力を以て其の豫防撲滅を圖らね

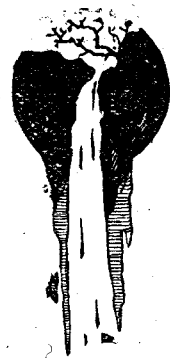
ばならない。酒精中毒及びモルヒネ、コカイン等の麻藥中毒も亦文明の進歩と共に増加し、事變に當つては特に其の濫用が甚しくなるものである。

之等の中毒は微毒と同様に其の原因が極めて明白であり、且つ個人の意志に依つて防遏出来る筈であるが、何れも人心の弱點に喰ひ込んで猛威を振ふ亡國病である。精神衛生上は固より現下の非常時に處する心構へから見ても、此の際斷乎として酒害を防ぎ麻藥の濫用を禁ずる精神力を持つべきである。

豫防の第一義は、精神病者又は病的素質のある人との結婚を避けて、健康な人達のみで子孫の繁榮を圖る事である。之を優生結婚と名付けてゐる。病的素質を持つ人も自發的に結婚を止める方が宜しい。尙ほ又既に結婚した人達はお互に相談して、子供を造らぬ様にする義務がある。

但し精神病が悉く遺傳性と云ふ譯ではないから、其の點は誤解のないやうにせねばならない又假りに素質を持つて生れて來ても出来る限り

外因を防げば發病を豫防し得る場合もある。精神病患者も治療に依つて治る者が少くないのであるから、病人は成るべく精神病院へ入れるなり、専門醫の手當を受けるなりして之を病人として取扱ふことを怠つてはならぬ。



河川愛護標語の當選發表

鳥取縣が全國でも稀に見る水災縣であつて、この慘禍に人畜の生命財産の脅威をうけ、農産物や林産物の被害はもとより道路、堤防の決潰橋梁の流失等その損害は實に巨額に達し、これ等によつて縣民の福利を阻止してゐることも尠くないのである。

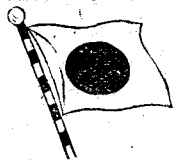
而して我國は未曾有の非常時に當り資源愛護の最も緊要なときに於て、天然資源たる河川を愛護し水禍を未然に防止することは、縣民の一

大責務であるので、この愛護精神の普及徹底を圖るため、本縣では今回最も適切な標語を廣く縣内在住者から募集中であつたが、應募した數は六百二十三名の多きに達したので、本月二十日土木課で審査嚴撰の上次の如くその當選者を決定發表した。

賞金

- 一等 (賞) 支那事變債券拾五圓券廿枚
怒る河川も愛護で笑ふ 末次 公
日野郡江尾村
- 二等 (同) 拾圓券廿枚
愛せよ河川恐れよ水禍 加納 俊介
鳥取市庖丁人町
- 小さい川にも大きな愛護 宮石 壽美恵
氣高郡寶木村 五圓券廿枚
- 三等 (同)
治水こそ民五十萬の旗印 西田 まさ
鳥取市湯所町
- 不時の水禍に不斷の愛護 杉橋 清史
西伯郡法勝寺村
- かがさぬ愛護にかがやく河川 下 泰
日野郡溝口町

國民進軍歌について



『國民進軍歌』はわれ等銃後國民が、第一線にあつていよ／＼武威を輝しつゝある皇軍の勞苦を偲ぶと共に、新東亞建設の尊い礎石となつた英靈に心からなる感謝を捧げ、傷痍の勇士戦歿者の遺族はもとより、出征軍人を送り出した名譽の家の人々を扶け勵まし、相共に興亞の聖業を完遂せんとするの趣旨に基いて東京日々、大阪毎日兩新聞社に於て、軍事保護院、陸軍省、海軍省、文部省及び恩賜財團軍人援護會の後援の下に、廣く全國から募集した當選作であります。その歌曲も亦只今廣く一般より募集中であります。八月中旬に審査決定する筈であります。

時に全國民が歌へるやう、それまでに普及して置くことになつてゐますから、左にその全歌詞を掲出してをきます。

◎ 國民進軍歌

【一】

一、この陽、この空、
アジアは明ける
燃える希望の
傷痍の勇士
いま 踏みしめる
使命にこそぞる

この光、
嚴かに。
一億が
背に負うて、
第一步、
進軍だ。

【二】

二、その血、その肉、
國に捧げた
盡きぬ感謝の
はまれの遺族
いま 足音も
理想つらぬく

その生命、
忠魂に、
一億が
守り立て、
高々と、
進軍だ。

【三】

三、あの子、あの父、
皇國の楯と、
奮ふ銃後の
つはものの家
いま 前線に
聲もどろく

あの子、
あの方、
征きに征く。
一億が
扶けつゝ、
呼應して、
進軍だ。

【四】

四、わが身、わが意氣、
心一つに
固い覺悟の
歸還の勇士
いま 大陸に
國をあげての

わが力、
協せつゝ、
一億が
先立て、
大洋に、
進軍だ。

七月廿四日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百二十六號(佛印第一報特輯號)掲載内容

- 一 表紙 天津租界公園に孤獨を嘆く少女
- 一 佛印監視員隨行第一報
- A、現地交渉進む B、緊張する監視隊員本部 C、ハ

ノイ風物詩

- 一 國民體操をラヂオにのせてー東京日比谷公園の發表會
- 一 新體制への首途ー組閣の大命近衛文麿公に降下
- 一 この夏、この腕、この心ー鍛錬の期間である夏休みを學生は如何に過すべきであらうか
- 例 A 一角帽の登録労働者、京濱運河の掘鑿に働く大學生
B 一心を練る女學生徒、禮を修學の音楽學校女學生徒
- 一 渚のお魚湖、夏の近海を覗いて見たらどれ位の魚がゐるでせう
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀物ページ
- 一 兵備體制の大改正ー八月一日から軍司令部新設 ○人の動員計畫ー今年には百十五萬人を目標 ○新版東亞風土記蒙疆の巻(下) ○イタリヤの婦人(上) ○文部省推薦映画
- 一 スタンレー探險記 ○次代國民の育て方 寫眞週報問答等
- 一 ○近く實施される國民體力法
- 一 週報第百九十七號掲載内容
- 一 昭和十五年度勞務動員計畫について(企 畫 院)
- 一 浙江、福建沿岸交通遮斷の強化 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 英獨決戦と愛蘭島の現勢 (外務省情報部)
- 一 新支那讀本 (四) (内閣情報部)
- 一 共產黨軍及び國共關係

昭和十五年七月廿六日印刷
昭和十五年七月廿六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町